

大阪市告示第1111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年8月18日

大阪市長 横山 英 幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

レクサス大阪福島

大阪市福島区海老江一丁目9番の一部

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪トヨペット株式会社 代表取締役 横山 昭一郎

大阪市西区立売堀三丁目1番1号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

（仮称）レクサス大阪福島新設計画

大阪市福島区海老江一丁目9番の一部

（変更後）

レクサス大阪福島

大阪市福島区海老江一丁目9番の一部

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

大阪トヨタ自動車株式会社 代表取締役 小西 俊一

大阪市福島区福島五丁目17番2号

(変更後)

大阪トヨペット株式会社 代表取締役 横山 昭一郎

大阪市西区立売堀三丁目1番1号

(4) 変更年月日

① 令和3年1月5日

② 令和3年1月5日

2 届出年月日

令和8年7月24日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和8年8月18日(火)から令和8年12月18日(金)まで(日曜日、土曜日及び
祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年12月18日(金)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)